

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年四月二十二日

徳島県人事委員会委員長 森

俊 明

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（規則一 一）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「企画幹」を「企画幹 推進幹」に改め、「法制文書課係長」及び「従事する係長」の下に「及び専門員」を加え、同表教育委員会事務局の項中「学力向上推進幹 防災・健康教育幹」を「グローバル・文化創造幹 健康・食育推進幹」に改める。

別表第四中「出納室長」を「出納室長 主幹」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。